言渡 平成21年4月17日 交付 平成21年4月17日 裁判所者記官

平成20年(行コ)第163号 損害賠償請求命令控訴事件 (原審·奈良地方裁判所平成19年(行ウ)第6号)

口頭弁論終結日 平成21年2月6日

判

決

奈良市二条大路南1丁目1番1号

1000								
	控	悥	斥	人	奈	良	r¦Σ	長
					藤	原		昭
	上記	訴訟代	理人弁	護士	田	中	幹	夫
奈良市								
	被	控	訴	人				
祭良市								
	被	控	訴	人				
奈良市							•	
	被	控	訴	人				
	上記3名訴訟代理人弁護士				峯	田	勝	次
	同				相	良	博	美
	同		de e		石	Ш	品	<u>**</u> *
	同				島		由美	€ 子
	同				三	村	英	子
	同				髙	橋	和	宏
		È			文			

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、奈良市内に住所を有する被控訴人らが、奈良市公共工事に関する競争入札において、入札業者間で談合が行われたために奈良市が損害を被ったと主張して、控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、原判決添付別表2の番号1ないし31記載の各落札者(相手方)に、同表の「損害額」欄記載の損害賠償を請求するよう求めた住民訴訟である。

原審は、被控訴人らの請求を、原判決添付別表1の「認容額」欄記載の限度で認容したので、控訴人が控訴した。

2 争いのない事実

原判決2頁13行目及び同16・17行目の各「制限付き一般競争入札」をいずれも「制限付き一般競争入札ないし指名競争入札」と改め、同19行目の「各業者との間で」の次に「同表の「契約額」欄記載の各金額で」を加えるほかは、同「事実及び理由」欄の第2の1(同2頁13行目から同3頁24行目まで)のとおりであるから、これを引用する。

3 争点及び争点に対する当事者の主張 原判決の「事実及び理由」欄の第2の2(同3頁26行目から同5頁10行 目まで)のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

原判決8頁14行目の「97.56%」を「97.54%」と改めるほかは、同「事実及び理由」欄の第3の1(同5頁13行目から同9頁12行目まで)のとおりであるから、これを引用する。

2 争点(1)(談合の事実の有無)について 次のとおり附加,訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第3の2

(同9頁14行目から同末行まで)のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 同9頁14行目の「本件各工事に係る各入札においては,」の次に「落札率 (落札額(税抜き)を予定価格で除した数値に100を乗じて算出した値) が,96.55%から98.06%という高率であるとともに,特に,」を加 える。
- (2) 同19行目の「97.56%」を「97.54%」と改める。
- (3) 同24行目の「推認することができる」を「推認することができ、他にこれを覆すに足りる証拠はない。」と改める。
- 争点(2)(奈良市の損害額)について 次のとおり訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第3の3(同1 0頁2行目から同11頁25行目まで)のとおりであるから、これを引用する。 同10頁17行目から同11頁24行目の「ウ」までを次のとおり改める。 「そこで、奈良市の被った損害額について検討するに、前記認定のとおり、 奈良市においては、本件各工事に係る各入札は事前に予定価格とともに最低 制限価格を公表して行われており、平成18年11月1日から平成19年3 月31日までの間に行われた入札についても事前に予定価格とともに最低制 限価格を公表して行われた未来、その間に行われた入札については、全16 3件のうち約92%に当たる150件において落札額が最低制限価格と同額 となっていたことに加え、最低制限価格に代わって最低制限基準価格が事前

となっていたことに加え、最低制限価格に代わって最低制限基準価格が事前に公表されることとなった平成19年4月1日から平成20年1月11日までの間に行われた全291件の入札については、落札率(落札額(税抜き)を最低制限基準価格で除した数値に100を乗じて第出した値)の平均値が99.3%で、落札額が最低制限基準価格より低い金額であり、開札の際にくじ引きにより決定される最低制限価格(最低制限基準価格の97.0%~99.9%)付近に集中していたという事情が存在するのであり、これらに照らせば、実際の落札額から最低制限価格を差し引き、これに消費税を加算

した額が本件の談合行為による損害額であるとする被控訴人らの主張にもある程度の合理性が認められるところ、これに入札価格を形成する諸要因の複雑・多様性をも考慮すると、本件における奈良市の損害額は、実際の落札額から最低制限価格を差し引き、これに消費税(5%)を加算した金額の7割と認めるのが相当である。他にこれを覆すに足りる証拠はない。

イ」

4 結論

よって、原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、主文のと おり判決する。

大阪高等裁判所第13民事部

裁判長裁判官 大 谷 正 治

裁判官 川 谷 道 郎

裁判官 宮 武 康

これは謄本である。

平成21年4月17日

大阪高等裁判所第13民事部

裁判所書記官 簀 戸 健